

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年10月25日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石橋毅
同	亀井琢磨

6千総総第633号

令和6年10月15日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 石橋毅  
同 亀井琢磨

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号、令和4年度監査報告第9号並びに令和5年度監査報告第7号、第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 水上  
電話 4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 施工・検査</p> <p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>イ 高所作業における労働者の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：中央浄化センター場内整備工事（4-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないとある。また、作業床を設けることが困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事のLED照明灯具の設置作業において、作業床を設置できる状況であったにも関わらず、不安定なはしご上で作業を実施した上に、墜落による危険を防止するための措置も行われていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>労働安全衛生規則に基づき、適切な安全対策について指導を徹底された。</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>高所作業における法令違反については、近年繰返し指摘しているにもかかわらず同様事例が見受けられることから、高所作業実施日を事前に把握し立ち会うことや、受注者に対しペナルティを科すことなど、実効性のある改善策を検討されたい。</p>	<p>高所作業については、令和5年12月4日に建設局長から建設局関係各課長に対し、労働安全衛生規則に基づき、適切な安全対策を実施するよう受注者へ指導を徹底するとともに、再発防止に向け、対策を検討するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、本事例を踏まえ施工計画書への高所作業時の安全対策の明示の徹底に加え、事故防止対策として「墜落・転落災害の防止」を重点対策項目として設定することにより、受注者への指導を徹底している。</p> <p>なお、これらの実効性を確認するため、定期的に部や所管課にて行われる安全パトロールの中で、安全衛生規則に基づく点検表を用いて、足場等の点検、確認を継続的に行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算</p> <p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア コンクリート打設の積算を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立朝日ヶ丘中学校校舎内外部改修工事、千葉市立轟町小学校大規模改造工事、千葉市立千草台東小学校大規模改造工事、千葉市立幕張南小学校大規模改造工事、千葉市立若松小学校外1校エレベータ設置工事、千葉市花見川図書館大規模改造工事、千葉市立こてはし台中学校内外部改修工事（その1）、幕張駅北口広場バスシェルター新築工事、特別史跡加曾利貝塚便益施設新築工事、千葉市立さつきが丘東小学校トイレ改修工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市建築工事積算マニュアルによると、単価の適用に当たっては、物価資料等を使用することとされている。</p> <p>物価資料によると、コンクリート打設に係るポンプ圧送料金について、1回の打設量が50 m<sup>3</sup>未満の場合は基本料金のみ、50 m<sup>3</sup>以上の場合は基本料金に圧送料金を加算し計上することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、打設量が50 m<sup>3</sup>未満であるにもかかわらず、圧送料金が加算されていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>コンクリート打設の積算においては、施工条件を確認の上、適切な単価を適用されたい。</p>	<p>コンクリート打設の積算については、令和6年3月29日に都市局長から都市局工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉市建築工事積算マニュアルに基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、令和6年7月12日に当該工事担当課の所属職員を対象に再発防止のための研修会を開催した。</p>
<p>イ 執務並行改修工事における単価補正を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立さつきが丘東小学校トイレ改修工事、千葉市立轟町小学校大規模改造工事、千葉市立千草台東小学校</p>	

<p>大規模改造工事、千葉市立幕張南小学校大規模改造工事、千葉市立こてはし台中学校内外部改修工事（その1）、千葉市こてはし温水プール外内外部改修給排水設備工事、千葉市こてはし温水プール外内外部改修空調設備工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公共建築工事積算基準等資料によると、執務並行改修工事の場合は、単価の補正を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、一部の労務単価に補正がされていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>執務並行改修工事においては、労務単価の補正が適正にされていることを確認の上、積算されたい。</p>	<p>執務並行改修工事における単価補正については、令和6年3月29日に都市局長から都市局工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、令和6年7月12日に当該工事担当課の所属職員を対象に再発防止のための研修会を開催した。</p>
<p>ウ 共通仮設費等を適正に算出すべきものの</p> <p>[都市局：千葉市花見川図書館大規模改造工事、千葉市立さつきが丘東小学校トイレ改修工事、千葉市花見川図書館大規模改造空調設備工事、千葉市立千草台東小学校大規模改造電気設備工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公共建築工事共通費積算基準によると、共通仮設費等を直接工事費に応じて算出する場合には、対象額に処分費は含まないこととされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、処分費を対象額に含め、共通仮設費等が算出されていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>処分費を含む工事においては、処分費が対象額に含まれていないことを確認の上、共通仮設費等を適正に算出されたい。</p>	<p>共通仮設費等の算出については、令和6年3月29日に都市局長から都市局工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事共通費積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、令和6年7月12日に当該工事担当課の所属職員を対象に再発防止のための研修会を開催した。</p>